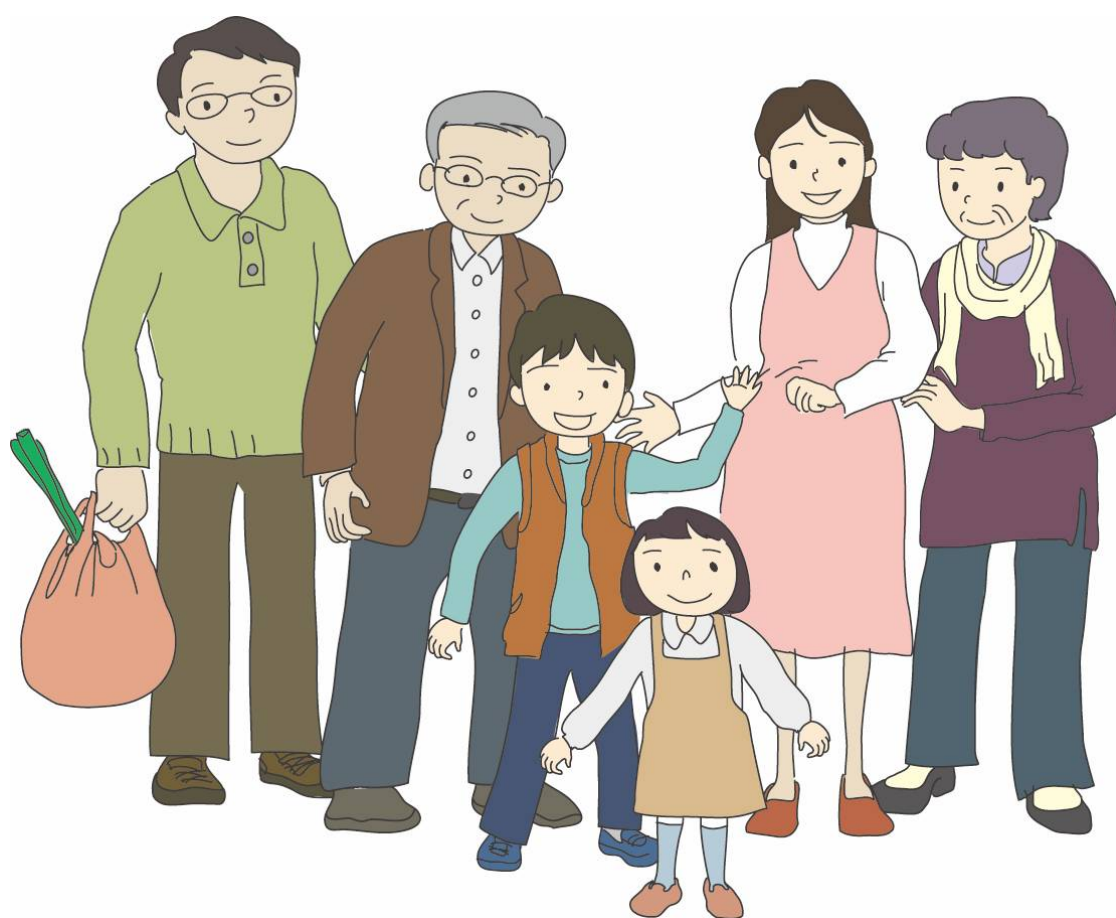


鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン
～かまくらっ子をみんなで育てよう！～
《 概要版 》



平成27年3月
鎌倉市

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
4 法令等の根拠.....	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 基本理念.....	2
2 基本目標.....	3
3 重点取組.....	4
4 計画の体系.....	5
第3章 施策の展開	6
1 基本目標1 子育て家庭支援の充実.....	6
2 基本目標2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援.....	7
3 基本目標3 子どもの権利や安全の確保.....	7
4 基本目標4 子どもの社会的成長の促進.....	8
5 基本目標5 仕事と生活が調和した社会の実現.....	8
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み （事業の二ーズ量）と確保方策（事業の提供体制）	9
1 記載事項.....	9
2 提供区域.....	9
3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	10
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	11
第5章 計画の推進に向けて	13
1 計画の推進体制、進行管理.....	13
2 個別事業の点検・評価.....	13
3 情報公開.....	13



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

鎌倉市は、次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現をめざし、平成22(2010)年3月に『鎌倉市次世代育成きらきらプラン〈後期計画〉』を策定し「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として、子育て支援を推進してきたところです。

しかし、家庭及び地域を取り巻く環境の変化が進む中で、子ども・子育てをめぐるのは、「急速な少子化の進行」、「核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感や負担感の増加」、「都市部を中心とした保育所に入れない深刻な待機児童問題」といった現状と課題があります。

こうした課題を解決するため、国は、平成24(2012)年8月に子ども・子育て関連3法を定め、平成27(2015)年度から子ども・子育て支援新制度を開始することになりました。

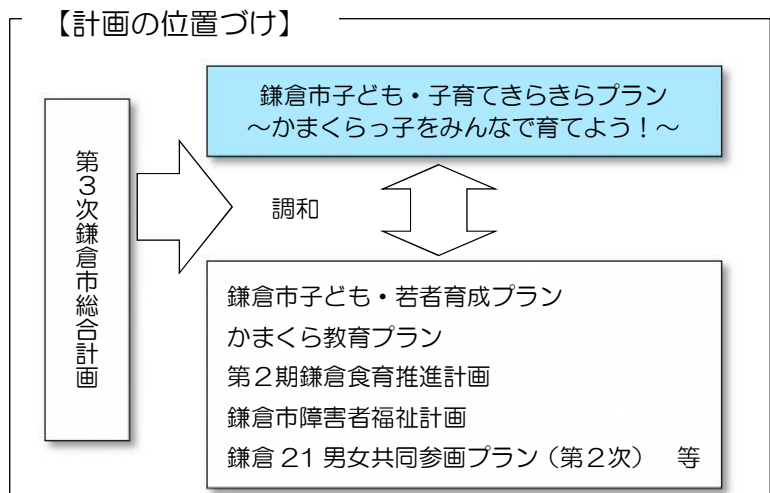
子ども・子育て関連3法の1つ、「子ども・子育て支援法」では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務付けています。

そこで、本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した『鎌倉市次世代育成きらきらプラン』の理念を継承し、新たに『鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんな育てよう！～』を定め、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進していくこととしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など、地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定しました。

『第3次鎌倉市総合計画』を基本とし、関係計画と調和を図りながら策定しています。



3 計画期間

平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

4 法令等の根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもが健やかに育つまち

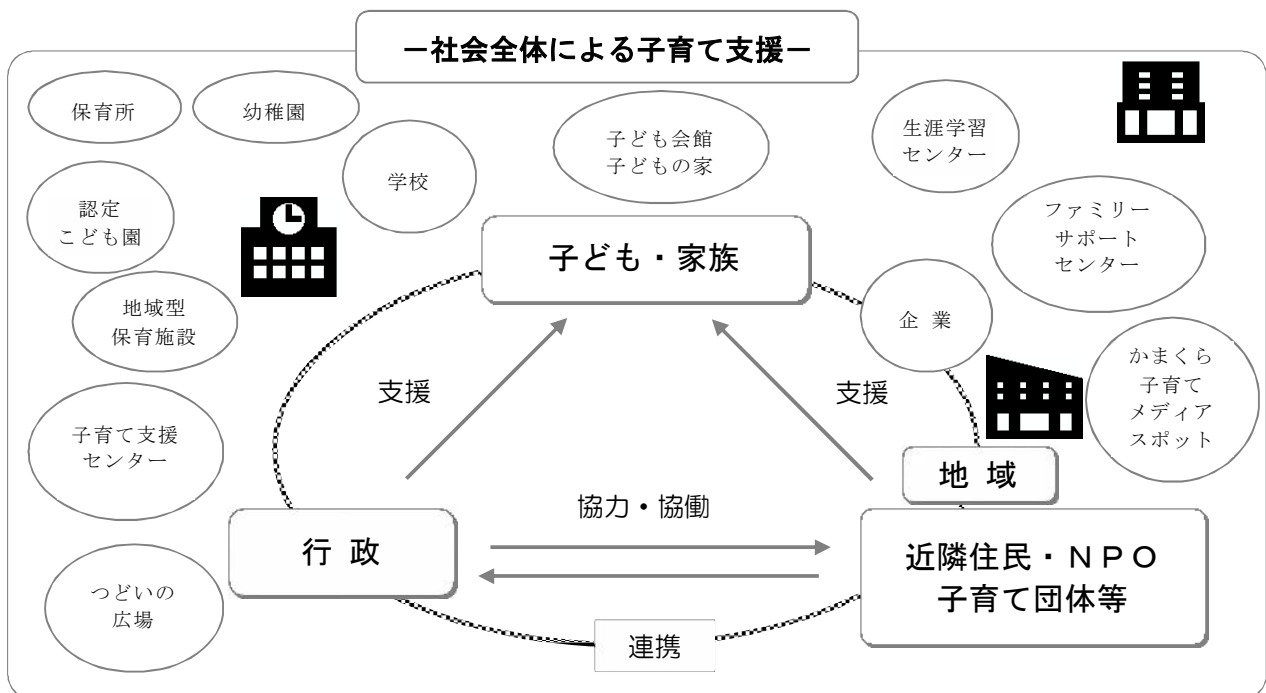
子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

核家族化が進み、多くの家族に見守られながら子どもが育っていくといった家庭環境が失われてきています。保護者の孤立感や負担感の増大も懸念されており、また、女性の社会進出など、社会構造が変化し、結婚・出産、子育ての悩みや不安を多くの市民や家庭が抱えています。




そこで、本市では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現に向けて本計画を推進します。

子どもの元気な声がまちにこだまし、これから子どもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんなが子どもたちを温かく包み込む、そのようなまちを本市はめざします。



2 基本目標

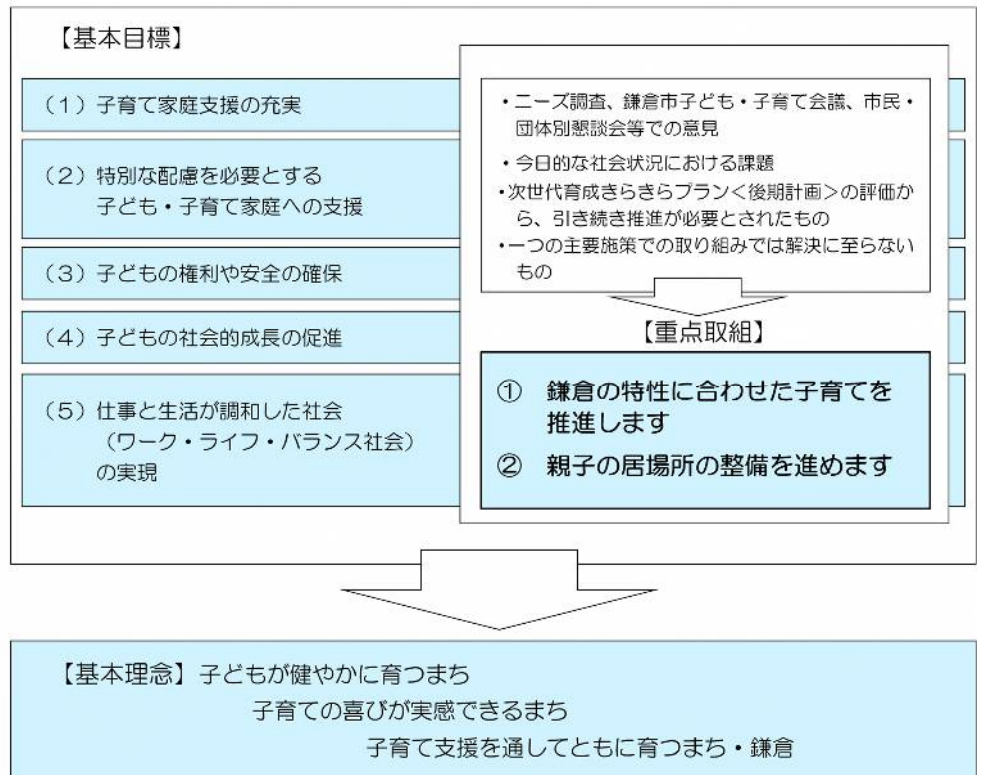
基本理念の実現のために、本市では基本目標を以下のように設定しました。

<p>(1) 子育て家庭支援の充実</p>	<p>子育ての不安や悩みを解消するための体制の整備や、子育て家庭に対する経済的支援、医療体制の充実等により、子育てに関する悩みや不安の解消に努めます。</p> 
<p>(2) 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援</p>	<p>障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭など、特別な配慮や支援が必要な子どもの状況に応じた支援の充実に努めます。</p>
<p>(3) 子どもの権利や安全の確保</p>	<p>子どもが安心して生活ができる環境を整え、子どもと子育て家庭にとって安全で住みやすいまちを創り上げることを通じて、子どもが権利の主体として尊重され、健やかに育つことができるまちをめざします。</p>
<p>(4) 子どもの社会的成長の促進</p>	<p>子どもが健全に育つ環境を整え、子どもに交流の機会や遊び・学びの場を提供するとともに、多様な体験の機会を提供することを通じて社会性を育てていきます。</p> <p>また、生活の基本となる家庭教育の充実を促進し、就学前の教育及び学校教育の充実と相互の連携を図ることにより、子どもがその可能性を伸ばしていくことのできる環境を整えます。</p> 
<p>(5) 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現</p>	<p>多様なニーズに応じた保育サービスの提供や拡充などを行い、子育てと仕事を両立できる仕組みづくりを進めます。</p> 

3 重点取組

多岐にわたる施策の中で今後5年間に重点的に取り組むべきことを「重点取組」として位置づけ、本計画では、「鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します」「親子の居場所の整備を進めます」の2点を設定しました。

市では、この2つの重点取組を推進するため、各種関連事業を充実するための取組を進めるとともに、関係団体が行う事業のサポートなどを行っていきます。



(1) 鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します

本市は貴重な歴史遺産とそれを取り巻く歴史的風土を持ち、海と山の美しい自然に囲まれています。この恵まれた環境を生かした子育てができることは何物にも代えがたい本市の特性です。

各種関連事業を整備するとともに、鎌倉らしさを生かした学校教育・社会教育・家庭教育を行うことに努め、鎌倉の特性に合わせた子育てを促進していきます。

推進主要施策	基本目標4 主要施策(2)	幼児教育・学校教育の充実
	基本目標4 主要施策(6)	多様な体験機会の確保

(2) 親子の居場所の整備を進めます

少子化・核家族化・都市化の進展とともに、子どもは家庭や地域で遊び相手が見つからず、親は子育ての悩みを打ち明け、相談する相手を見つけづらくなってきています。

本市では、子育て支援センター・つどいの広場・子ども会館・各種公園など、様々な居場所づくりに努めてきたところですが、施設が使いづらいなど有効に活用されていない現状があるため、今後より積極的に親子の居場所づくりを進めていきます。

推進主要施策	基本目標1 主要施策(1)	子育て不安解消体制の整備
	基本目標1 主要施策(3)	放課後児童対策の充実
	基本目標4 主要施策(4)	子どもの交流機会の確保
	基本目標4 主要施策(5)	子どもの遊びや学びの場の整備

4 計画の体系

基本理念	基本目標	主要施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉 </p>	<p>基本目標1 子育て家庭支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>子育て不安解消体制の整備</u> (2) 多様な保育・預かりサービスの充実 (3) <u>放課後児童対策の充実</u> (4) 経済的支援の充実 (5) 母子保健医療体制の充実 (6) 食育の推進
	<p>基本目標2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭への支援 (2) 障害のある子どもとその家庭への支援 (3) 児童虐待防止体制の充実
	<p>基本目標3 子どもの権利や安全の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの権利と主体性の尊重 (2) 子どもの安全性の確保 (3) 子どもの生活環境の整備
	<p>基本目標4 子どもの社会的成長の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭教育の充実 (2) <u>幼児教育・学校教育の充実</u> (3) 子どもの健全な成長への支援 (4) <u>子どもの交流機会の確保</u> (5) <u>子どもの遊びや学びの場の整備</u> (6) <u>多様な体験機会の確保</u>
	<p>基本目標5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女がともに支え合う仕組みづくり (2) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり (3) 多様な保育・預かりサービスの充実 (4) 放課後児童対策の充実

主要施策のうち下線があるものについては、重点取組を推進するための施策です（推進主要施策）。

第3章 施策の展開

1 基本目標1 子育て家庭支援の充実

主要施策（1）子育て不安解消体制の整備

①相談体制の充実

- 1-1-1-1 地域子育て相談体制
- 1-1-1-2 「こどもと家庭の相談室」の実施
- 1-1-1-3 各種相談体制の充実及び連携
- 1-1-1-4 育児相談及び講演会
- 1-1-1-5 地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動
- 1-1-1-6 子育て支援センターの充実
- 1-1-1-7 つどいの広場
- 1-1-1-8 保育所における地域育児センター活動
- 1-1-1-9 子育てサロン

②情報提供体制の充実

- 1-1-2-1 かまくら子育てメディアスポットの運営
- 1-1-2-2 「かまくら子育てナビきらきら」の発行

③保護者交流機会の提供

- 1-1-3-1 子育て支援センターの充実
- 1-1-3-2 つどいの広場
- 1-1-3-3 多世代交流地域共同拠点の創設

④ネットワーク体制の充実

- 1-1-4-1 ネットワークの推進
- 1-1-4-2 地域福祉活動

主要施策（2）多様な保育・預かりサービスの充実

①保育体制の整備・充実

- 1-2-1-1 通常保育事業
- 1-2-1-2 公立保育所の拠点化
- 1-2-1-3 保育施設の整備・活用

②保育内容の充実

- 1-2-2-1 延長保育事業
- 1-2-2-2 夜間保育事業
- 1-2-2-3 休日保育事業
- 1-2-2-4 病後児保育事業
- 1-2-2-5 低年齢児保育

③保育サービスの質の確保

- 1-2-3-1 保育サービス評価

④地域での預かり等事業の充実

- 1-2-4-1 一時預かり事業
- 1-2-4-2 短期入所生活援助（ショートステイ）事業
- 1-2-4-3 トワイライトステイ事業
- 1-2-4-4 送迎保育ステーション
- 1-2-4-5 預かり保育
- 1-2-4-6 ファミリーサポートセンター事業
- 1-2-4-7 市主催事業における託児サービス

主要施策（3）放課後児童対策の充実

①放課後児童対策の両と質の確保

- 1-3-1-1 放課後子ども総合プラン
- 1-3-1-2 子どもの家
- 1-3-1-3 放課後子ども教室
- 1-3-1-4 子どもの家の利用時間延長
- 1-3-1-5 幼稚園における学童保育
- 1-3-1-6 子ども会館

主要施策（4）経済的支援の充実

①養育費等の助成

- 1-4-1-1 児童手当
- 1-4-1-2 在宅子育て家庭支援

②ひとり親家庭への助成

- 1-4-2-1 ひとり親家庭の医療費の助成
- 1-4-2-2 児童扶養手当
- 1-4-2-3 ひとり親家庭への貸付制度
- 1-4-2-4 ひとり親家庭の家賃の助成

- 1-4-2-5 ひとり親家庭等児童の大学進学支度金

- 1-4-2-6 遺児卒業祝金贈呈

③障害のある子どもとその家庭への助成

- 1-4-3-1 障害者医療費助成
- 1-4-3-2 特別児童扶養手当
- 1-4-3-3 障害児福祉手当
- 1-4-3-4 障害者福祉手当
- 1-4-3-5 地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費
- 1-4-3-6 障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成
- 1-4-3-7 補装具・日常生活用具の交付

④医療費の助成

- 1-4-4-1 小児医療費助成
- 1-4-4-2 ひとり親家庭の医療費の助成
- 1-4-4-3 障害者医療費助成
- 1-4-4-4 未熟児養育医療事業

⑤教育費の助成

- 1-4-5-1 私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付
- 1-4-5-2 就学援助
- 1-4-5-3 実費徴収に係る補足給付事業

主要施策（5）母子保健医療体制の充実

①妊婦等に対する支援の充実

- 1-5-1-1 妊産婦及び乳幼児健康診査
- 1-5-1-2 両親学級
- 1-5-1-3 産科診療所運営への支援
- 1-5-1-4 不妊相談の周知

②乳幼児の健康の確保

- 1-5-2-1 妊産婦及び乳幼児健康診査
- 1-5-2-2 上級・普通救命講習
- 1-5-2-3 保育園児の健康管理
- 1-5-2-4 幼稚園児の健康管理

③子どもに対する医療体制の整備

- 1-5-3-1 予防接種
- 1-5-3-2 小児救急医療体制の推進
- 1-5-3-3 小児緊急医療支援
- 1-5-3-4 かかりつけ医の確立

④医療に対する経済的支援

- 1-5-4-1 小児医療費助成
- 1-5-4-2 ひとり親家庭の医療費の助成
- 1-5-4-3 障害者医療費助成
- 1-5-4-4 未熟児養育医療事業

⑤相談・情報提供

- 1-5-5-1 親子健康教育
- 1-5-5-2 親子健康相談
- 1-5-5-3 家庭訪問
- 1-5-5-4 健診後のフォロー体制づくり
- 1-5-5-5 感染症予防の啓発

主要施策（6）食育の推進

①食育を通じた働きかけ

- 1-6-1-1 親と子の食生活体験学習の開催
- 1-6-1-2 栄養相談・栄養指導の実施
- 1-6-1-3 離乳食教室の開催
- 1-6-1-4 乳幼児健診の場を通じた情報提供
- 1-6-1-5 保育所における食育の推進
- 1-6-1-6 成長・発達にあわせたはたらきかけ
- 1-6-1-7 学校における食育の推進
- 1-6-1-8 食育ボランティアの活動支援
- 1-6-1-9 食育の啓発

2 基本目標2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

主要施策（1）ひとり親家庭への支援

①相談体制の充実

2-1-1-1 ひとり親家庭相談

②子育てへの支援

2-1-2-1 家事支援の実施

③経済的支援

2-1-3-1 児童扶養手当

2-1-3-2 ひとり親家庭への貸付制度

2-1-3-3 ひとり親家庭の家賃の助成

2-1-3-4 ひとり親家庭の医療費の助成

2-1-3-5 ひとり親家庭等児童の大学進学支度金

2-1-3-6 遺児卒業祝金贈呈

④自立支援

2-1-4-1 ひとり親家庭の団体活動の支援

2-1-4-2 緊急保護体制の確保

2-1-4-3 自立支援教育訓練給付金

2-1-4-4 高等職業訓練促進給付金

主要施策（2）障害のある子どもとその家庭への支援

①相談体制の充実

2-2-1-1 健診後のフォロー体制づくり

2-2-1-2 相談体制の推進

2-2-1-3 障害児者への相談支援体制の推進

2-2-1-4 就学相談

2-2-1-5 障害福祉相談員による相談

②早期発見・発達支援体制の充実

2-2-2-1 5歳児すこやか相談

2-2-2-2 発達支援指導

2-2-2-3 発達支援システムネットワークの推進

2-2-2-4 要保護幼児へのきめ細かな対応

③療育支援体制の整備

2-2-3-1 統合保育の推進

2-2-3-2 保育所等での統合保育

2-2-3-3 統合保育

2-2-3-4 特別支援教育

2-2-3-5 障害のある児童の子どもの家の受入れ

2-2-3-6 障害児放課後・余暇支援

2-2-3-7 療育関係の施設の整備

2-2-3-8 市民啓発

④障害のある子どもと家族に対する取組等

2-2-4-1 あおぞら園児童発達支援

2-2-4-2 施設見学

2-2-4-3 鎌倉市手をつなぐ育成会による療育支援事業

2-2-4-4 鎌倉市手をつなぐ育成会による余暇支援行事

2-2-4-5 障害福祉勉強会

2-2-4-6 特別支援教育勉強会

2-2-4-7 障害児者の保護者のための勉強会

2-2-4-8 ママ達のリフレッシュタイム

2-2-4-9 かまくら福祉・教育ネット実施行事

⑤経済的支援

2-2-5-1 障害者医療費助成

2-2-5-2 特別児童扶養手当

2-2-5-3 障害児福祉手当

2-2-5-4 障害者福祉手当

2-2-5-5 地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費

2-2-5-6 障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成

2-2-5-7 補装具・日常生活用具の交付

主要施策（3）児童虐待防止体制の充実

①虐待防止に向けた支援の推進

2-3-1-1 児童虐待防止の啓発

2-3-1-2 虐待の早期発見と予防

2-3-1-3 「子どもと家庭の相談室」の実施

2-3-1-4 児童虐待防止ネットワーク組織

2-3-1-5 養育支援訪問

3 基本目標3 子どもの権利や安全の確保

主要施策（1）子どもの権利と主体性の尊重

①子どもの権利の尊重

3-1-1-1 「子どもの権利条約」の尊重

②子どもの意思表明権の尊重

3-1-2-1 かまくら子ども議会の開催

3-1-2-2 「わたしの提案（子ども版）」の設置

主要施策（2）子どもの安全性の確保

①交通被害からの保護

3-2-1-1 交通安全教室の開催

3-2-1-2 スクールゾーンの安全対策

②犯罪被害からの保護

3-2-2-1 防犯灯管理費補助金の交付

3-2-2-2 防犯対策の充実

3-2-2-3 自主防犯パトロール活動の推進

3-2-2-4 保護者と地域の連携による防犯活動の推進

3-2-2-5 関係機関、団体との協議会の開催

3-2-2-6 防犯体制の充実

3-2-2-7 幼稚園の安全対策

3-2-2-8 幼稚園におけるメールシステムの活用

3-2-2-9 学校と警察の連携の強化

3-2-2-10 児童安全指導の開催

3-2-2-11 防犯教室の開催

3-2-2-12 学校警備員の配置

3-2-2-13 防犯に関する普及啓発活動の実施

3-2-2-14 事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配付

③放射能からの保護

3-2-3-1 子ども関連施設等における放射線量等の測定

主要施策（3）子どもの生活環境の整備

①住みやすいまちづくり

3-3-1-1 まちづくり活動の支援

②交通環境の整備

3-3-2-1 歩道の整備

3-3-2-2 生活道路の整備促進

3-3-2-3 交通環境の検討

③施設環境の整備

3-3-3-1 駅施設の整備

④緑地環境の整備

3-3-4-1 公園・緑地の整備促進

3-3-4-2 緑地の確保

⑤住環境の整備

3-3-5-1 住宅施策の推進

3-3-5-2 市営住宅の整備促進

4 基本目標4 子どもの社会的成長の促進

主要施策（1）家庭教育の充実

①家庭教育環境の充実

- 4-1-1-1 育児教室
- 4-1-1-2 学習情報の収集と提供
- 4-1-1-3 生涯学習施設の提供
- 4-1-1-4 ブックスタート事業の推進
- 4-1-1-5 家庭と地域の教育力活性化セミナー

主要施策（2）幼児教育・学校教育の充実

①幼児教育の推進

- 4-2-1-1 幼児教育に関する研究・研修
- 4-2-1-2 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
- 4-2-1-3 幼児教育の振興
- 4-2-1-4 幼稚園教諭の資質の向上

②学校教育の充実

- 4-2-2-1 小学生と園児の交流
- 4-2-2-2 中学生と園児の交流
- 4-2-2-3 世代間交流
- 4-2-2-4 環境教育の推進
- 4-2-2-5 心の教育の推進・道徳教育の充実
- 4-2-2-6 国際社会への対応
- 4-2-2-7 情報化社会への対応
- 4-2-2-8 各種育成行事
- 4-2-2-9 体験学習の推進
- 4-2-2-10 読書活動の推進
- 4-2-2-11 ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発
- 4-2-2-12 里山体験学習
- 4-2-2-13 高校生のための国際理解事業
- 4-2-2-14 景観セミナー等の開催
- 4-2-2-15 ようこそ先達事業
- 4-2-2-16 児童・生徒理解研修会の実施
- 4-2-2-17 郷土学習・地域学習

③学校教育環境の整備

- 4-2-3-1 学校評議員制度
- 4-2-3-2 個に応じた指導の充実
- 4-2-3-3 各種補助員・介助員の派遣
- 4-2-3-4 安全で快適な学校教育環境の整備

④経済的負担の軽減

- 4-2-4-1 私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付
- 4-2-4-2 就学援助
- 4-2-4-3 実費徴収に係る補足給付事業

⑤教育相談の充実

- 4-2-5-1 教育相談事業の充実

主要施策（3）子どもの健全な成長への支援

①青少年の健全な育成

- 4-3-1-1 青少年健全育成に関する啓発
- 4-3-1-2 街頭指導活動の推進

- 4-3-1-3 社会環境実態調査

②学童期・思春期における保健対策

- 4-3-2-1 学校における思春期教育の充実
- 4-3-2-2 思春期相談体制の充実

主要施策（4）子どもの交流機会の確保

①青少年団体への活動支援

- 4-4-1-1 青少年指導者の活動支援
- 4-4-1-2 総合型地域スポーツクラブの育成

②子どもの地域活動の支援

- 4-4-2-1 地域での子どもの参画活動
- 4-4-2-2 子ども会館・子どもの家における健全育成
- 4-4-2-3 ジュニアリーダー等の育成
- 4-4-2-4 若者たちが育ち合う場の創設

③世代間交流の推進

- 4-4-3-1 世代間交流
- 4-4-3-2 三世代交流事業

主要施策（5）子どもの遊びや学びの場の整備

①遊びや学びの場の整備

- 4-5-1-1 子ども会館
- 4-5-1-2 子育て支援行事等の開催
- 4-5-1-3 学校開放の推進
- 4-5-1-4 放課後子ども総合プラン
- 4-5-1-5 保育所のホール等を活用した地域での子育て支援
- 4-5-1-6 保育所の地域子育て支援
- 4-5-1-7 地域開放
- 4-5-1-8 公園・緑地の整備促進

主要施策（6）多様な体験機会の確保

①多様な体験機会の確保

- 4-6-1-1 子育て親子講座
- 4-6-1-2 各種育成事業
- 4-6-1-3 子どものスポーツの育成
- 4-6-1-4 スポーツ活動の促進
- 4-6-1-5 競技スポーツ活性化のための啓発
- 4-6-1-6 青少年健全育成活動
- 4-6-1-7 子育て支援グループの連携と交流 一日冒険遊び場・講座等の子育て支援行事の開催等
- 4-6-1-8 父と子の里山体験
- 4-6-1-9 こども里山一日体験
- 4-6-1-10 里山探検隊
- 4-6-1-11 子どもお泊り里山体験
- 4-6-1-12 鎌倉てらこや事業
- 4-6-1-13 てらハウス事業
- 4-6-1-14 青空自主保育
- 4-6-1-15 三世代交流事業

5 基本目標5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現

主要施策（1）男女がともに支えあう仕組みづくり

①男女がともに支えあう仕組みづくり

- 5-1-1-1 男女共同参画社会づくり
- 5-1-1-2 父親への育児支援
- 5-1-1-3 両親学級
- 5-1-1-4 父子健康手帳
- 5-1-1-5 道徳教育での啓発
- 5-1-1-6 特別活動での啓発

主要施策（2）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

①子育てと仕事の両立の支援

- 5-2-1-1 育児休業制度の普及・啓発活動
- 5-2-1-2 就労環境改善への支援
- 5-2-1-3 就労情報の提供
- 5-2-1-4 育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備
- 5-2-1-5 「鎌倉市職員子育てサポートプラン」の推進

主要施策（3）多様な保育・預かりサービスの充実

基本目標1 主要施策（2）参照

主要施策（4）放課後児童対策の充実

基本目標1 主要施策（3）参照

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み (事業のニーズ量)と確保方策(事業の提供体制)

1 記載事項

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業計画に「教育・保育を提供する区域」を定め、区域ごとに「量の見込み(事業のニーズ量)」、「量の見込みに対する確保方策(事業の提供体制)」、「実施時期」を記載するよう定めています。

2 提供区域

(1) 幼児期の教育・保育事業

ア 教育・保育提供区域

行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育を提供する区域」として決めました。



イ 教育・保育提供区域を定める事業

教育・保育提供区域を定めた事業は以下のとおりです。

教育事業	施設	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
	利用対象者	1号認定児(子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望)※	
保育事業	施設・事業	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育所保育指針に基づいた保育や教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
		地域型保育事業	少人数の単位で0~2歳の子どもを預かる事業(小規模保育事業、家庭的保育事業など)
	利用対象者	2号認定児(子どもが満3歳以上で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要) 3号認定児(子どもが満3歳未満で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要)	

※ 教育事業を行う施設のうち、幼稚園については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受ける幼稚園と、確認を受けず私学助成の幼稚園として運営する幼稚園の2種類があります。私学助成の幼稚園を利用する場合、認定は不要です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。

ただし、放課後児童クラブ(子どもの家)については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しました。

3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育事業における量の見込みと確保方策

「幼稚園教育要領」に基づき、認定こども園及び幼稚園で幼児期の学校教育を行います。(対象は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児)

教育事業においては、量の見込みに対して既存の供給量で確保できる見込みです。

(人)

市全域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定	2,320	2,306	2,229	2,187	2,067
	2号認定(教育)※	279	276	266	261	244
	合計①	2,599	2,582	2,495	2,448	2,311
確保方策	特定教育・保育施設	213	366	859	1,033	1,031
	私学助成の幼稚園※	3,616	3,406	2,900	2,690	2,690
	合計②	3,829	3,772	3,759	3,723	3,721
過不足(②-①)		1,230	1,190	1,264	1,275	1,410

※ 「2号認定(教育)」とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けた施設のことです。教育事業における確保方策としては「認定こども園」と「幼稚園」が該当します。

※ 「私学助成の幼稚園」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のことです。なおこの幼稚園に通う幼児は認定を受ける必要はありませんが量の見込みの1号認定と2号認定(教育)に含んで記載しました。

※ 確保方策に記載している人数は、定員による記載を行うこととされています。

(2) 保育事業における量の見込みと確保方策

「保育所保育指針」に基づき、「保育を必要とする」乳児又は幼児に対し、認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業で保育及び教育を行います。

平成 29 年度に、待機児童が解消されるよう施設等の整備を進めます。

なお、共働き家庭やひとり親家庭の増加に伴い、仕事と子育ての両立を考慮して交通の利便性の高い地域での施設整備のニーズが高まるなど、社会情勢に変化が生じた場合は柔軟に対応します。

(人)

市全域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み ①	2号認定(3歳以上児)	1,318	1,310	1,264	1,241	1,174	
	3号認定	1・2歳児	1,008	947	913	881	850
		0歳児	252	242	234	225	217
確保方策②	特定教育・保育施設※	3歳以上児	1,345	1,365	1,444	1,474	1,474
		1・2歳児	742	750	879	879	879
		0歳児	218	220	239	239	239
	特定地域型保育事業※	1・2歳児	32	34	34	34	34
		0歳児	12	13	13	13	13
過不足(②-①)	3歳以上児	27	55	180	233	300	
	1・2歳児	△234	△163	0	32	63	
	0歳児	△22	△9	18	27	35	

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けた施設のことです。保育事業における確保方策としては「認定こども園」と「認可保育所」が該当します。

※ 「特定地域型保育事業」とは、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受けた地域型保育事業のことで、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」等があります。

※ 確保方策に記載している人数は、定員による記載を行うこととされていますが、実際には保育所等では基準の範囲内で定員を超えた受け入れを行っています。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	事業名	事業の概要	平成31年度の目標値
1	地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。	年間延べ38,016人の提供体制の確保を目標とします。
2	一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	幼稚園の在園児を対象に、幼稚園の標準的な利用時間外に保育を行う事業です。平成26年7月現在、本市では21園の幼稚園で事業を実施しています。	年間で延べ49,262人の提供体制の確保を目標とします。
3	一時預かり事業（保育所等）	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、子どもを保育所等で一時的に預かる事業です。量の見込みは0～2歳児を対象として、設定しています。	年間で延べ8,902人の提供体制の確保を目標とします。
4	ファミリーサポートセンター事業（就学児対象）	子育てや家事で手助けがほしい人（依頼会員）を、近隣地域に住み支援を行う人（支援会員）が、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。平成26年3月末時点で、依頼会員1,996人、支援会員553人、そのほか依頼会員と支援会員を兼ねる会員141人が登録しています。	年間で延べ1,319人の提供体制の確保を目標とします。
5	病児・病後児保育事業	病気または病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を、医療機関等に併設する専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。平成26年度現在、市内1か所で病後児保育を実施しています。	年間で延べ559人の提供体制の確保を目標とします（病後児保育のみで確保）。
6	延長保育事業	保育所の在園児を対象に、保護者の就労時間、通勤時間等の状況により、通常の保育時間を越え、時間を延長して保育を行う事業です。	年間延べ53,499人の提供体制を目標とします。
7	放課後児童クラブ（子どもの家）	居宅内労働を含む就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない子ども（小学生）に対し、放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。平成26年度現在、各小学校区で1施設ずつ運営しています。	全市で1,666人分の提供体制の確保を目指します。
8	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を支援する事業で、赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師が全戸訪問し、発育や育児に関する相談や情報提供などをします。	937人を目標値として設定します。
9	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が病気等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。	年間延べ16人の児童に対する提供体制の確保を目標とします。
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。	年間延べ110人の要支援・要保護児童に対する提供体制の確保を目標とします。

	事業名	事業の概要	平成31年度の目標値
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な出産に資するために適切な健診を行う事業です。	1,033人を対象に 14,462回の妊婦健康診査を実施する提供体制の確保を目標とします。
12	利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、保育所等の利用申し込み等に関する利用相談を行う事業で、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。	市内1か所の設置を目指します。
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度においては、各施設・事業者が日用品、文具等の購入に要する費用等について実費徴収を行うことができるとされていますが、この実費徴収について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。なお、この事業は、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。	低所得者世帯に対し適切な支援を行います。
14	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	地域ネットワーク調整機関職員の専門性向上を図るため、子育て支援専門家等からの助言や指導を受けるほか、地域住民に対する児童虐待未然防止の周知・啓発や子育て応援講座等を行うなど、地域における子どもを守るネットワーク機能の強化を図ります。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制、進行管理

- 子ども・子育て支援事業は、こどもみらい部が中心となって推進していきます。推進に当たっては、庁内関係各課と連携するとともに、幼稚園や保育所、認定こども園などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。
- 計画の進行管理は、毎年度こどもみらい部が行い、「鎌倉市子ども・子育て会議」で内容を審議していきます。

2 個別事業の点検・評価

- この計画は、PDCA サイクル（計画、実施、点検、改善）による「継続的改善」の考え方を基本とします。
- 量の見込みと確保方策の進捗状況を中心として、課題の整理や改善に努めます。

3 情報公開

毎年度、計画の推進状況をまとめた白書を市内の公共施設等に配架するとともに、市のホームページなどを利用して公表します。

■平和都市宣言■

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

■鎌倉市民憲章■

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～

《概要版》

発行年月：平成27年3月

編集・発行：鎌倉市こどもみらい部 子ども・子育て支援新制度担当

連絡先：鎌倉市こどもみらい部 こどもみらい課

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話 0467-23-3000（内線2651）